

金融機関に求められる 脱炭素社会実現に向けての取組み

昨今、地域金融機関にとって喫緊の経営課題の一つは、脱炭素への取組みであろう。しかしながら、その取組みには、なお課題が山積し、殊に、Scope 3カテゴリ15「投資」への対応については、悩みの種と耳にすることが多い。本稿では、国内外の脱炭素に係る情報開示の動向、GHGプロトコルにおける各カテゴリのイメージを説明するとともに、金融機関としてできる具体的な対応や金融機関関係者が顧客に対してできることにも言及した。

株式会社クニエ 牧野明弘／下山慶太／胡原 浩／谷津綾乃

1 グローバル・日本における開示動向

脱炭素への取組みで、注目のべきものは次のとおり。

(1) 温室効果ガスプロトコル
温室効果ガス（以下、GHG）プロトコルとは政府機関、企業、NGO等が協力して策定したもので、企業の炭素排出量計測基準のいわばデファクトスタンダードとなっている。

GHGプロトコルは、サプライチェーンをベースとした排出量算出の概念であり、Scope 1（企業の経済活動による直接的なGHG排出）、Scope 2（エネルギー使用に伴う間接的なGHG排出）、Scope 3（企業のバリューチェーン上の間接的なGHG排出）から構成される。Scope 3には経済活動に応じた15のカテゴリがある（図表1参照）。

(2) 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）

脱炭素対応の枠組みについてのイニシアティブとして、2017年、気候関連の情報開示枠組みを設定したTCFD提言が公表された。当提言は、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標の4つの柱に基づき推奨される開示内容を掲げている（次頁図表2参照）。

その中で、指標と目標の一

つとして、Scope 1、2、

図表1 GHGプロトコルにおける各カテゴリの考え方イメージ



出典：環境省「グリーン・バリューチェーンプラットフォーム」掲載資料を基に筆者ら作成

図表2 TCFD枠組に基づく気候変動関連の開示

| TCFD提言による4項目 | | | |
|-------------------------------|---|---|---|
| カバナンス | 戦略 | リスク管理 | 指標と目標 |
| 気候関連のリスク及び機会に係る組織のガバナンスを開示する。 | 気候関連のリスク及び機会がもたらす組織のビジネス・戦略・財務計画への実際の及び潜在的な影響を、そのような情報が重要な場合は、開示する。 | 気候関連リスクについて、組織がどのように識別・評価・管理しているかについて開示する。 | 気候関連のリスク及び機会を評価・管理する際に使用する指標と目標を、そのような情報が重要な場合は、開示する。 |
| 推奨される1)の開示内容 | | | |
| 1)取締役会による監視体制 2)経営者の役割 | 3)リスクと機会 4)ビジネス・戦略・財務への影響 5)シナリオに基づく戦略のレジリエンスの説明 | 6)リスク評価・識別プロセス 7)リスク管理プロセス 8)上記2つが総合的リスク管理に統合されているか | 9)リスク・機会の評価に用いる指標 10)Scope1,2,3ある場合は3の排出量 11)リスクと機会の管理に用いる目標と実績 |

開示内容

出量が必要に応じて開示を行うものとしている。このように、Scope3の開示は基本的に任意との位置づけだが、すべての組織がScope3の開示を検討すべきとしている。なお、排出量開示については、GHGプロトコルに基づく計算によるべきと明示さ

れている。
(3) 国際サステナビリティ基準
準審議会

2021年、IFRS財団は国際サステナビリティ基準審議会（以下ISSB）を設立した。ISSBは、既存のサステナビリティ情報の開示基準を統一しつつ国際的に比較可能な情報を開示するための基準提供を目指している。

基本的にはISSBはTCFDの枠組みを踏襲しているが、一部違いも見られる。例えば、現在策定中の基準では、Scope3がScope1,2と同列の扱いとなる。すなわち当然にScope3の開示を求める提案がなされており、TCFDに比べてもScope3の開示要求

度が強い。ISSB基準が今後のデifactoスタンダードとなることが予想されるため、対応を求められる金融機関はTCFD提言よりも高いハードルを念頭に置く必要がある。

(4) わが国における開示状況

わが国では500社以上の企業がTCFD提言に賛同しており、諸外国に連動する形で脱炭素への対応が進んでいるといえる。具体的には、2021年、上場企業を守るべき行動規範を示した企業統治の指針「コーポレートガバナンス・コード」が改訂され、そのうち「適切な情報開示と透明性の確保」で、「②プライム市場上場会社はTCFD又は同等の枠組に基づく開示の質と量の充実を進めるべき」とする項目を新設した。

これを受け、東証プライム市場企業は、2022年4月以降の株主総会への報告から、

TCFD枠組に基づく気候変動関連の開示が義務化された。また、有価証券報告書提出企業に対しては、策定中のISSB枠組に基づく、気候変動関連とサステナビリティ情報の有報での2023年以降での法定開示義務化の方針が合意されている。

このように、わが国でも脱炭素への取組みに係る開示充実の方向が明確である。

2 炭素排出量計測のフレームワーク

炭素排出量計測はGHGプロトコルによる。以下、Scope1、Scope2、Scope3を解説する。

(1) 企業の経済活動によって直接排出されるGHG排出量 (Scope1)

事業者又は家庭が所有又は管理する排出源から発生する温室効果ガスの直接排出されるGHGである。オフィスで

あれば暖房器具による燃料の使用、自家用車であればガソリンの使用によって直接排出されるGHGが該当する。

(2) エネルギー使用に伴う間接的なGHG (Scope 2)

電気、蒸気、熱の使用に伴う温室効果ガスの間接排出(購入電気の使用等)が該当し、自社の製造工程が排出しているわけではないが、電力会社から購入した電力がその製造過程で排出したGHG排出量のことである。

(3) 企業のバリューチェーン上の間接的なGHG排出 (Scope 3)

Scope 3には15のカテゴリがあるが、金融機関にとって最も影響が大きいのはカテゴリ15「投資」である。当該カテゴリは各金融機関の全排出量の85%を超えるともいわれている。そのため各金融機関にとっては対応の重要性

が高いが、TCFD提言では投融資先のGHG排出量は金融向け炭素会計パートナーシップ(以下、PCAF)スタンダードかそれに準ずる手法で算定すべきと記されている。PCAFは、投融資に係るScope 3排出の計測・評価に向けた方法論やデータセットの整備を行う金融機関のパートナーシップである。

従来、GHG排出量の算定には、GHGプロトコルのスタンダードやガイダンスが広く利用されてきたが、PCAFではこれらをベースに金融機関目線で必要な内容や課題が盛り込まれた基準を作成している。また、昨今の気候変動や非財務情報開示への意識の高まりを反映し、より透明性に重点が置かれた内容になっている点も特徴である。

PCAFは、投融資を上場株式/社債、企業融資/未上場株式、プロジェクトファイ

ナンス、商業用不動産、住宅ローン、自動車ローンの6つに分類している。GHGプロトコルでは株式や資金用途が判明している債務投資、プロジェクトファイナンスが開示必須であるのに対し、それ以外は開示が任意とされており、開示対象が限定されていた。他方、PCAFスタンダードは、資金使途の有無に関わらずすべての項目の開示を求めている。

このように、PCAF Scope 3カテゴリ15は金融機関の重要性を鑑み高上げされていることが分かる。

3 金融機関の脱炭素対応

以下、先進的な海外金融機関による取組み事例等も参考に自らの削減努力が反映しやすいScope 1・2とScope 3に分けて述べたい。

(1) Scope 1・2の削減
①直接的な削減策

当該Scopeでの中心的な議論の対象は店舗やデータセンターであろう。既に取り組んでおられる金融機関が多数と思われるが、まずは、照明のアップグレードによる消費電力の効率化やオフィススペースの削減が考えられる。

また、店舗やオフィスの統合整理や再生エネルギーの購入に加え、データセンター、オフィス、ATMに太陽光発電施設を搭載する例もある。データセンターを整理・集約しサーバパーティールのクラウドへ移行させることにより、サーバ数を減少させる取組みも有効である。

②間接的な削減策

最近、Scope 2の排出量削減に関し、カーボンオフセットや証書が注目されつつある。カーボンオフセットとは、排出量削減努力をしてもなお残る部分について、排出量に見合ったクレジット等の

購入により、排出量を相殺する考え方である。証書は、「電力の環境価値」の取引を指す。我が国で算定に反映できるものとして、グリーン電力証書、非化石証書、J-クレジットがある。管理面や最近の価格高騰に留意する必要があるが、これらの活用も視野に入れるべきであろう。

(2) Scope 3の削減

金融機関にとって、削減対応が最も重要、かつ、難しい領域である。とりわけ、カテゴリ15「投資」への対応が削減策の成否を大きく左右する。そこで、カテゴリ15とそれ以外に分けて述べたい。

① カテゴリ15以外

比較的着手しやすいカテゴリとして例えば、6「出張」であれば、航空機移動に係る社内炭素税の導入、7「通勤」であれば、行職員向け電気自動車や自転車への補助や公共交通機関の利用促進を図ること

とが挙げられる。1「購入した製品・サービス」については、サプライヤーとの対話機会を設ける等への働きかけを実施している金融機関もある。

② カテゴリ15

投資先による脱炭素対応の状況によっては、投資先がサプライチェーンから排除されること等により業績が悪化し、それを受け、自行のビジネス縮小に繋がる可能性大である。そうなると、業績に大きな影響を与え、地域経済に打撃を与えかねない。

中小企業は、データ管理や人的資源の不足により、自力では脱炭素に取り組む余力はない可能性が高い。そこで、自行で実施済のScope 1・2対策を投資先にアドバイスをすることが求められる。また、再生エネルギー開発・運営企業の紹介による地域におけるビジネスマッチングをリードすることも期待さ

れているであろう。さらには、地方自治体をも巻き込んだ地域の脱炭素化に向けた自治体と民間企業の橋渡し役・リード役も同様であろう。

投資先の脱炭素化を促進するためには、対話・エンゲージメントを通じて脱炭素化の取組みを含む経営課題を把握し、企業価値の向上に向けた脱炭素化の取組みに対する支援、解決策の提案が必要である。金融機関によるポートフォリオ・カーボン分析結果を利用した対話・エンゲージメントについては、一時的に実行されればよいのではなく、PDCAサイクルを回していくことが重要である。

4 自行の成長、価値向上に繋がるという意識を

脱炭素に係る情報開示義務は上場企業等だけだが、顧客は横並びで金融機関を比較し選別する。そのため、ビジネ

スリスク、評判リスク、信用リスクがあり、非上場の金融機関は対応不要とはならない。とはいえ、カテゴリ15の可視化は欧米でもまだ途上であり、ましてや削減のアクションまで取れている金融機関は少ないと思われるので、まずは、自行による削減努力が反映しやすいScope 1・2や、Scope 3のカテゴリ15以外から取組みを開始することが現実的であろう。

脱炭素社会への移行の潮流は止められない。金融機関による脱炭素への取組みは、地域経済におけるサプライチェーンの脱炭素の早期実現を促し、ひいては、自らの成長や価値向上に繋がるといった意識が重要である。

なお、本書のうち意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、筆者らが所属し、または、かつて所属した組織・団体等の見解ではない。